# 「沖縄県の契約に関する条例」の基本構成

#### 目的(第1条)

県契約に関する施策を総合的に推進 →「公共サービスの質の確保及び向上」等に寄与する

### 定義(第2条)

### 基本理念(第3条)

- ①契約締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されること
- ②事業者等の適正な利益が確保されること
- ③労働環境の整備が促進されること

### <県及び事業者等の責務>

県の責務(第4条)

県契約に関する施策を策定し、実施

#### 事業者等の責務(第5条)

- 法令を遵守
- 県契約を適正に履行
- ・県が実施する施策への協力

## <u><県が取り組む事項></u>

#### 県の取組方針(第6条)

- (1)県契約の締結に当たって取り 組むべき事項
- •基本理念①関連
- →適正な予定価格の積算
- →契約の適正化
- →総合的に優れた契約

部局等の 取組

- ※→は検討段階における想定例
- (2)県契約の適切な履行の確保に関する基本的な事項
- ・基本理念②及び③関連
  - →事業者等の適正な利益の確保
  - →労働環境の整備の促進
- →総合的に優れた契約(再掲)
- (3)その他県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- ・その他((1)(2)に該当しない取組) →地域経済の活性化等への配慮 →社会的責任を果たす取組への 配慮

部局等の 取組 部局等の 取組

# 沖縄県契約審議会(第7条)

- ・県の取組方針策定や変更時に おける意見聴取
- 契約に関する重要事項について 調査審議

規則への委任(第8条)

